

# Weekly Report

第209号  
平成25年 4月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 平成 25 年度税制改正が成立

3月29日に平成25年度税制改正が可決・成立しました。4月(または4月以後開始事業年度)から適用が開始される改正は、以下の通りです。

なお、所得税の最高税率引上げ(所得4千万円超は税率45%)や、相続税の基礎控除引下げ(3千万円+600万円×法定相続人数)、事業承継税制の要件緩和などの改正は、主に27年から適用されます。

### ◆4月から適用される主な税制改正

◎教育資金の一括贈与に係る非課税措置……直系尊属が子や孫などの教育資金に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合、受贈者1人につき1500万円まで贈与税が非課税。

◎国内設備投資促進税制の創設……国内の生産等設備投資額を前年度と比較して10%超増加させる等した場合、新たに取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除ができる。

◎所得拡大促進税制の創設……国内雇用者に支給する給与等を基準年度と比較して5%以上増加させる等した場合、支給増加額の10%を税額控除できる。  
なお、雇用促進税制等とは選択適用。

◎商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設……経営革新等支援機関などによる指導・助言を受けて店舗改修等の設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。

◎中小法人の交際費課税の特例の拡充……800万円以下の交際費は全額損金算入できる。

◎雇用促進税制の拡充……税額控除の限度額を増加雇用者数1人当たり40万円引き上げる。

◎その他……研究開発税制の拡充、環境関連投資促進税制の拡充、相続税等の納税義務範囲の見直し等。

## 消費税の転嫁対策特別措置法案が閣議決定

政府は消費税率引上げの際、円滑に価格転嫁ができるように「消費税転嫁円滑化法案」を閣議決定し、国会に提出しました。

同法案では、特定事業者(大規模小売事業者や資本金3億円以下の事業者から継続して商品・役務の供給を受ける法人事業者)に対して、減額や買ったとき、税抜き価格での交渉拒否などにより消費税の転嫁を拒む行為を禁じています。

また、事業者は取引相手に「消費税を負担します」等の消費税を転嫁していない旨の表示や、消費税分を値引き」等の対価から減ずる旨の表示など、転嫁を阻害する表示や広告を禁止する措置等が盛り込まれています。

## ★★★ 4月のチェックポイント ★★★

※土地や家屋の評価額が他と比較することができる固定資産税の縦覧が4月1日から始まります。

※1月に住民税の「給与支払報告書」を提出後、退職などで4月1日現在在職していない従業員は「給与所得者異動届出書」を、4月15日(月)までに1月に提出した市町村に提出します。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※振替納税をご利用の方、所得税は4月22日(月)、個人消費税は24日(水)が振替日です。